

消費生活が、より安心に

訪問販売、
電話勧誘販売、
通信販売、
過重な分割払い…

12月1日から特定商取引に関する法律が改正されます

近年、高齢者等が訪問販売業者から執拗な勧誘を受け、断りきれずに大量の購入契約を結ばされる事例や、悪質な勧誘行為の事例が多発し、被害が深刻化しています。こうした状況に対処するために「特定商取引に関する法律および割賦販売法」の一部が改正され、12月1日から施行されます。これにより、訪問販売での勧誘方法の規制やクレジットの規制が図られることになりました。消費者として正しい知識を身に付け、自分の暮らしは自分で守るよう心がけましょう。

・書面交付義務
契約を結ぶときに、販売価格や商品の引渡し時期などの重要事項を記載した書面（契約書）を交付することが義務付けられています。

消費者の強い味方

「クーリング・オフ」

訪問販売等で契約書面を受け取ってから8日以内であれば、原則クーリング・オフができます。また、8日を過ぎても契約内容によってはクーリング・オフが可能な場合もあります。（※クーリング・オフには該当要件がありますので、まずはご相談ください）

困ったときは一人で悩まず、まず相談を

市民活動推進室では、悪質商法や振り込め詐欺などの消費者トラブルや、多重債務など消費生活に関する様々な相談を受け付けています。

「業者に丸め込まれて欲しくもないのに契約してしまった」「身に覚えのない請求が来たけど払わないといけないの？」といった不安や悩みをお持ちの方、一人で悩まずにはご相談ください。

特商法では他にもこんなことが決められています

・氏名等の明示の義務付け
勧誘前に事業者名や商品名等の消費者への明示を義務付けています。

・不当な勧誘行為の禁止
「必ず儲かります」といった虚偽の説明や価格や支払条件など重要事項を告知しないこと、脅して困惑させることなどが禁止されています。

量を著しく超える商品等を購入し約した場合、契約後1年間は契約を解除できます。

規制の抜け穴が解消されます

クーリング・オフできる商品を現行の指定商品・指定役務制を廃止し、原則すべての商品・役務を規制対象とします。なお、クーリング・オフになじまない商品・役務（生鮮食品、自動車、葬儀等）は規制から除外されます。

特商法改正のポイント

・執拗な勧誘および再勧誘が禁止されます。
契約を締結しない旨の意思表示をしている消費者に対して、訪問販売業者は勧誘の継続や再度の来訪による勧誘が禁止されます。

・過量販売および次々販売が禁止されます
訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入し約した場合、契約後1年間は契約を解除できます。

解決できます悪質商法のこんなトラブル

説明の異なる高額商品をクレジットで買ってしまった

「クレジットを利用できます」と言われ、分割払いで購入後、支払いが始まったところで商品の説明がウソだと判明した。



ここがポイント

訪問販売業者などによる商品の説明に偽りがあった場合、その支払いのために結んだクレジット契約を取り消して、すでに支払ったお金の返還も請求できます。

いらぬ商品なのに、勧誘がしつこい

販売員が何度も自宅を訪れたり、長時間居座ったり、しつこい勧誘に困っていませんか？



ここがポイント

訪問販売業者は一度その商品の購入を拒否されたら、同じ商品を再び勧誘することは、原則禁止されます。

クーリング・オフを断られた

訪問販売にひっかかり、クーリング・オフをしようとしたら「その商品は対象外です」などと断られていますか？



ここがポイント

契約書を受け取った日から8日以内であれば、購入した商品は原則無条件でクーリング・オフできます。また、その商品を購入するために結んだクレジット契約も対象になります。

よくわからないまま、大量の不要品を買ってしまった

ひとり住まいの近親者や高齢者が、大量の不要品を買わされていることはありませんか？



ここがポイント

日常生活では到底必要がない量の商品などを購入する契約をさせられたときは、取り消しが可能になります。また、一人住まいの高齢者が繰り返し住宅リフォームの契約をさせられるなどの悪質な事例も対象になります。

契約トラブルにあわないために、次のことに気をつけてください

- 本当に必要なものかよく考え、不要なものははっきりと断る
- 地元業者などほかの業者から見積りを取り、価格を比較する
- 自分一人で判断せず、家族や親戚、近所の人に相談してから契約する

※広報12月1日号と一緒に配布する啓発シールもご利用ください。

消費生活に関するご相談は

・長門市役所 市民活動推進室 Tel 23 - 1115
・山口県消費生活センター Tel 083 - 924 - 0999